

発行日 2026.6 https://taishi.or.jp TEL:079-277-2566
揖保郡太子町東南51-1 FAX:079-277-0068



商工会だより

第六十七期 (第六十六回) 通常総代会開催

去る五月二十二日(金)午後三時三十分よりサンシャイン青山に於いて、第六十七期(第六十六回)通常総代会が盛大に開催されました。当日は八十名(内委任状出席四十名)の総代のご出席ならびに関係諸団体より、多数のご来賓の方々のご臨席を賜りました。なお、総代会において提出、審議された議案は次の通りです。

- 第一号議案 令和七年度収支補正予算承認について
 - 第二号議案 令和七年度事業報告並びに収支決算報告承認について(監査報告)
 - 第三号議案 定款の一部改正について
 - 第四号議案 運営規約(会館使用料)の改正について
 - 第五号議案 令和八年度事業計画並びに収支予算の設定について
 - 第六号議案 令和八年度運用資金一時借入承認について
- 以上の議案について審議し、可決承認されました。

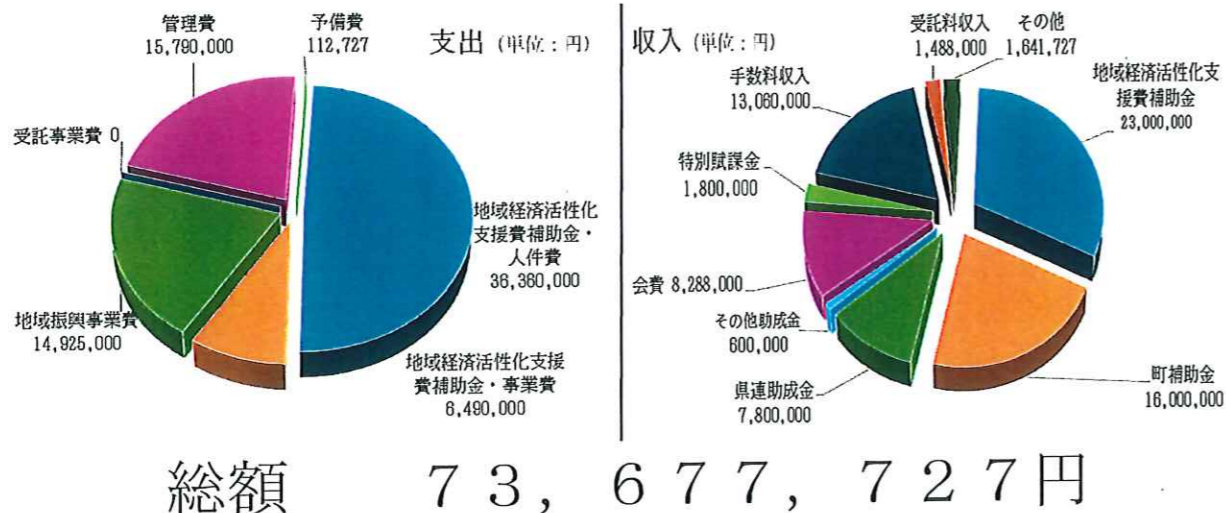


議長:(株)姫協 岡崎 国敏氏



第67期(第66回)太子町商工会通常総代会

令和8年度収支予算



令和8年度を迎えて 太子町商工会 会長 柳原 政富

地域経済は、長期化する物価高騰や人手不足に加え、国際情勢の不安定化により先行き不透明な状況が続いており、特に、イランとアメリカの軍事的緊張・衝突の影響による原油価格の高騰や物価コストの上昇は、エネルギー経費や仕入価格の増加を通じて、中小企業・小規模事業者の経営に大きな負担を与えています。

こうした外部環境の変化により、地域事業者は収益確保が一層困難となっており経営改善・資金繰り・価格転嫁への対応が急務となっております。

また、当会においても人件費の増加等により財政状況は厳しさを増していることから、業務の効率化と重点化を図りつつ、限られた経営資源の中で最大限の支援効果を発揮する体制の構築が求められています。

このため、令和8年度は、「外部環境変化への対応支援の強化」と「持続可能な組織運営の確立」を柱とし、以下の重点事項に基づき事業を推進してまいります。

【重点事項】

1. 原油高・物価高騰等の外部環境変化への対応支援
2. 小規模事業者への伴走型支援の強化
3. 創業・事業承継支援の推進
4. 地域振興事業から地域経済活性化事業への展開
5. デジタル化・業務効率化の推進
6. 財政健全化に向けた運営改善

上記の重点項目と合わせ、令和6年に「地域企業の持続的発展と地域経済の活性化に貢献する」を基本理念に掲げ、県下28商工会と県連合会が一致団結するために作成された兵庫県商工会プランのビジョン・目的・行動指針を念頭に置いて、会員事業所が抱える課題や必要な支援等一つ一つ丁寧に拾い上げ、各事業所に寄り添いながら、事業継続と安定化が図れるよう伴走型支援に注力していくとともに、固定化された価値観を改めて見直していきたいと考えております。

地域経済の牽引役として、商工会が果たすべき役割は重いものと受け止めております。

地域で唯一の総合経済団体として、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与するため、行政や関係機関と連携を強め、商工会会員の皆様をはじめ、地域社会の人々からも愛され信頼されるような商工会を目指してまいります。

そのためにも役員が一層気を引き締め、活用される商工会づくりに一層努めて参りますので、今後とも、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

太子町商工会 会館使用料の改正について

当会館では、施設の維持管理費や光熱費等の高騰により、現行の使用料を維持することが困難な状況になっております。誠に恐縮ではございますが、令和8年6月1日より会館使用料を下記のとおり改定させていただきました。

使用料徴収基準

区分	金額(円)		備考
室料	大会議室		会員外 法人 20,000円 (同額) 個人 7,000円 ↓ 10,000円 を加算する
	9時~12時	3,000⇒4,000	
	12時~17時 上記以外	4,000⇒5,000 6,000⇒7,000	
冷暖房料(1時間)	冷房	1,000⇒1,500	
	暖房	1,000⇒1,500	
	中研修室		
		1,500⇒2,000	
		2,500⇒3,000	
		4,000⇒4,500	
		300⇒500	
		300⇒500	

商工会事業のお知らせ



日本政策金融公庫一日相談会
日程 七月七日(火)
場所 太子町商工会館



たいし創業塾
日程 六月二十七日(土)
七月四日(土)・十一日(土)・十八日(土)
場所 太子町商工会館



採用定着力アップセミナー
日程 七月十六日(木)
場所 太子町商工会館



スクラッチキャンペーン
実施期間 八月一日～八月三十一日
場所 各参加店舗



国際フロンティア産業メッセ
日程 九月三日(木)・四日(金)
場所 神戸国際展示場



経営計画策定セミナー
日程 九月十八日(金)
場所 太子町商工会館



太子町スタンプラリー
実施期間 十月一日～十一月三十日
場所 各参加店舗



事業所健康診断
日程 十月五日(月)・十九日(月)
場所 太子町商工会館



日本政策金融公庫一日相談会
日程 十一月頃
場所 太子町商工会館



DX活用セミナー
日程 未定
場所 太子町商工会館



新春交流会
日程 一月
場所 サンシャイン青山



申告相談会
日程 二月～三月
場所 太子町商工会館

※事業内容等は年度当初の予定のため、急遽変更する場合がございます。ご了承ください。

青年部だより

定例総会

四月十日(金)割烹森重において定例会を開催しました。
提出された議案は次のとおりです。

第一号議案

令和七年度事業報告並びに収支決算報告について

第二号議案

令和八年度事業計画並びに収支予算の設定について

以上の議案について審議し、全議案原案どおり可決承認されました。

今回の役員改選はありません

- 部長 飯田 晃祐(株)2K2)
- 副部長 門田 大輝(株)国際旅行)
- 副部長 久保 皓平(森興業(株))
- 副部長 和田 康弘(ソニー生命保険(株))
- 総務委員長 中田 隆雅(中田自動車整備工場)
- 文化委員長 中村 啓寛(株)桔梗屋)
- 会計 上野 勇樹(上野設備工業(株))
- 監事 佐々木 智里(株)アシスト)
- 監事 前田 浩輔(プルデンシャル生命保険(株))



商工会青年部は、若手経営者・後継者で組織された団体で、地域振興や社会福祉活動、また各種研修や講演会を通じての資質向上活動、部員同士の親睦活動などを行っています。気さくなメンバーと一緒に青年部活動に参加してみませんか。

体験入部も可能ですので、ご興味ある方は商工会までお気軽にご連絡ください。

＜加入資格＞

- ◆ 商工会の会員で満18歳以上、45歳未満の事業者及び後継者の方
- ◆ 年会費：20,000円
- ◆ 入会金：5,000円

商工会事業所健康診断のお知らせ



令和8年10月 5日(月) 太子町商工会館2階
10月 19日(月) 〃
午前9時～午後12時まで
(受付は午前11時30分まで)



申込書・詳細は別途郵送いたしますので、ぜひご利用ください。申し込みお待ちしております。

※生活習慣病予防健診の受診される方

お申込み時、生活習慣病予防検診対象者一覧が必要になります。

(上記をご提出頂きますと、お一人様1回限り、協会けんぽより生活習慣病検診費用の一部が補助されます。)

協会けんぽより事業所へ直接郵送されるため、お申込みまで保管くださいますようお願い申し上げます。

女性部だより

令和8年度女性部役員名簿

- 部長 高橋 和子
- 副部長 大田 美千代
- 〃 岡崎 充子
- 役員 大谷 真貴子
- 〃 小西 ゆり子
- 〃 西氏 久美子
- 〃 原田 玲子
- 〃 森田 博美
- 〃 桑野 心
- 〃 柳原 木綿子
- 監事 松田 多瑞子
- 〃 岡村 珠美

以上の議案について審議し、可決承認しました。当日は多くの部員の皆様にご参加いただき、無事に終えることができました。ありがとうございました。

第二号議案
令和8年度事業計画並びに収支予算設定について

第一号議案
令和7年度事業報告並びに収支決算報告・会計承認について

定例総会
四月十三日(月)森重に於いて、女性部員十八名のご出席を賜り、令和7年度女性部定例総会を開催いたしました。提出された議案は次の通りです。

定例総会



エコキャップ回収事業

女性部では、ペットボトルキャップを回収してワクチンをはじめとする医療支援や障害支援など様々な社会貢献活動に役立てるエコキャップ運動をしています。

回収ボックス設置場所

- ①(株)国際旅行(姫路市網干区)
- ②福地郵便局
- ③老原公会堂
- ④サン空調(老原)
- ⑤溝口酒店(老原)
- ⑥太子町商工会

部員を募集しています

女性部では「お互い様」の精神をモットーに、部員の皆様と色々な活動に取り組んでいます。是非、一緒に参加してみませんか？

〈加入資格〉

- ◆商工会の会員もしくは、その配偶者
- ◆商工会の会員の親族であって、その事業に従事している女性の方
- ◆年会費 3,000円

【税制改正】令和9年分からの青色申告控除の見直しについて

1. 控除額の引き上げ (最大75万円)

※ e-Tax を利用しましょう

現行の控除額がそれぞれ10万円ずつ引き上げられます。ただし、引き上げ後の金額を適用するためには、所定の要件を満たす必要があります。

改正後の控除額	適用要件
75万円	65万円の要件を満たし、かつ「優良な電子帳簿」の保存要件(*)を満たしている場合。
65万円	期限内に確定申告書、貸借対照表および損益計算書を提出し、かつ e-Tax を使用して申告を行う場合。

(*) 75万円控除の要件詳細:

仕訳帳および総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより、電磁的記録の保存等を行っていること(優良な電子帳簿、または特定の電子計算機処理システム等による保存)

2. 10万円控除の適用制限

簡易な簿記の方法により記録している者のうち、一定規模以上の収入金額がある方は、10万円の青色申告特別控除の対象から除外されます。

対象外となる条件:

- ◎不動産所得: 前々年分の不動産所得の収入金額が1,000万円を超える場合
- ◎事業所得: 前々年分の事業所得の収入金額が1,000万円を超える場合

3. まとめ

申告方法・条件	現行(〜令和8年)	改正後(令和9年〜)
e-Tax + 複式簿記 + 優良な電子帳簿	65万円	75万円
e-Tax + 複式簿記	65万円	65万円
書面提出 + 複式簿記	55万円	10万円
簡易簿記(収入金額 1,000万超)	10万円	0円
簡易簿記(収入金額 1,000万以下)	10万円	10万円

重要!! 今後の改正で、特に注意すべき点

◎「55万円控除」の実質的な廃止

これまで「複式簿記だが e-Tax は使わない」という方に適用されていた55万円控除の要件に e-Tax が追加されました。これにより、紙で提出する方は複式簿記であっても10万円控除まで減額されます。

◎簡易簿記の売上制限

前々年の売上が1,000万円を超える事業主が簡易簿記(10万円控除)を続けている場合、控除自体が受けられなくなります。